

## 特定公共賃貸住宅申込要件

### それぞれ次の要件のすべてに該当することが必要です。

#### 【家族向住宅】

①自ら居住するため住宅を必要とすること。

②現に同居し、または同居しようとする親族があること。

※申込みの日から3か月以内に挙式(入籍)予定の婚約者がいる方は申込みできません。

※内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻<夫>」と記載されており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。

※離婚調停中及びDV被害者の場合を除き、夫婦を分割して申込むことはできません。離婚調停中で申込んだ場合、離婚が確定した後に入居を決定します。

※不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び民法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)での申込み

例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み

例：友人・知人等との申込み

③特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に定める収入基準に適合していること。

④申込者(入居する親族を含む)が暴力団員でないこと。

※ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

⑤市町村税の滞納がないこと。

#### 【単身者向住宅】

①自ら居住するため住宅を必要とすること。

②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に定める収入基準に適合していること。

③申込者が暴力団員でないこと。

④市町村税の滞納がないこと。

⑤同居親族がないこと。